

鳥羽市議会運営委員会会議録

令和5年8月4日

○出席委員（6名）

委員 長 坂 倉 広 子

委員 山 本 欽 久

委員 南 川 則 之

議 長 河 村 孝

副委員長 山 本 哲 也

委員 瀬 崎 伸 一

委員 尾 崎 幹

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・濱口総務課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局 長 岩 井 太

議事総務係 岡 村 なぎさ
書 記

次 長 兼 平 山 智 博
議事総務係長

(午後 1時30分 再開)

○坂倉広子委員長 皆さん、こんにちは。

ただいまから、議会運営委員会を再開いたします。

早速ですが、令和5年8月7日の会議に提出されます議案の概要について、総務課長の説明を求めます。
総務課長。

○濱口総務課長 総務課長、濱口です。よろしくお願いします。

それでは、令和5年8月7日会議に提出いたします議案について説明をさせていただきます。

提出議案一覧表のほうをご覧ください。

今回提出いたします議案は、議案第14号、上告及び上告受理の申立てについての議案1件でございます。

提出議案の概要、めくって裏面のほうをご覧ください。

本議案につきましては、菅島町内会との土地総有権確認等請求控訴事件の第2審、名古屋高等裁判所におきまして令和5年7月26日の判決の言渡しがありました。このことから、その判決に対する不服の申立てという意味で最高裁への上告及び上告受理申立てについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるための上程をするものでございます。

上程議案の説明については以上でございます。

○坂倉広子委員長 総務課長の説明は終わりました。

続きまして、会議日程及び議案の取扱いについて、事務局長より説明をさせます。

事務局長。

○岩井事務局長 それでは、私のほうから8月7日の会議日程案についてご説明いたします。

先ほど総務課長からもご説明のありましたとおり、その他議案1件でございますので、会議日程及び議案の取扱いについては、8月7日に会議を行います。

開議後、諸報告を行った後、会議録署名議員の指名を行います。

次に、議案第14号を上程し、提案者の趣旨説明を行います。

次に、議案に対する質疑を行い、行政常任委員会に付託を行います。

委員会終了後、行政常任委員長報告を行い、委員長報告に対する質疑、討論を行った後、表決を行いたいと思います。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○坂倉広子委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことについて、ご質問、ご意見はございませんか。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 委員会付託されるということですので、その中で説明をいただくことになると思います。違いますか。

○坂倉広子委員長 総務課長。

○濱口総務課長 今回の行政常任委員会のほうには、市長、副市長ともに出席させていただいて経緯と意思のほ

うを述べさせていただく予定をしております。

○坂倉広子委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 やっぱり相手方がおるわけですので、町内会のほうからも参考人として呼んでいただいて、やっぱり町内会の思いもあると思いますので、二方の意見を聞いていただいた中でいろいろな議論をしていただくのが一番かなと思っていますので、皆さんの意見あると思いますけれども、委員会としてはそういう形をとりたいと思っていますんやけれども、皆さんいかがでしょうか。

委員長、どうですか。

○坂倉広子委員長 先ほど尾崎委員のほうからお話がありましたことについて、皆さんどのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。

ご意見があればお願いいたします。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 ここに書いてあるように29年、1期目、2期目の方すらもこの中身を把握されてない方がおられるというのは、なぜこういう経緯になったか、やっぱりそれを二方から聞くことが一番望ましいんじゃないかなと考えております。やっぱり公平で平等な場でしっかりと二方の言い分を聞いた中で皆さんの決定をしていただきたいと思いますので、そういう形でよろしくお願ひしたいと思うんですけれども、それをさせていただくためにもここの中で承認いただくことが第一かなと思っています。

以上です。

○坂倉広子委員長 このことについてご意見はございませんか。

総務課長。

○濱口総務課長 経過の部分については、私は呼んでいろいろな話を聞いてもらうのは全然問題ないと思います。

ただ、議案に対する内容になってきますとちょっと関係的な部分があるかなと思いますので、できたら経過的部分にとどめていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○坂倉広子委員長 経過としてとめていただくというご意見の中ですが、何か委員の方からのご意見ございますか。

河村議長。

○河村 孝議長 すみません、まず、皆さんにご議論いただく前に、会議のルール上は、行政常任委員長から午前中に私のほうに相談がありました。議長が承諾した上でないと参考人招致はできないというルールになっていますんで、その承認を議運に諮っていただきたいというところで、この場で今、行政常任委員長に提案していただいたという形になっていますんで、皆さん、賛成、反対いろいろあるとは思いますが、この場で決まったことが参考人招致をするのかしないのかという結論になるということで、この議運の場でもんでいただきたいというふうに思います。

委員長、以上です。ありがとうございました。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

それでは、行政常任委員会として参考人として招致してよろしいでしょうかということなんですけれども、ご意見ありましたらどうぞ。

南川委員。

○南川則之委員 先ほど私もちょっとルール上のことを聞こうと思っておったんですけれども、議長のほうからそういうルールやということですので、ここで決定されれば議長は承諾をするということだと思いますので、私は、先ほど総務課長も言いましたようにそういう経過という説明というんですか、それも必要やと思いますので、ぜひ参考人招致していただいて双方の意見を聞きながらこの議案の審議をするというのが適切かなと思いますので、それには賛成です。

以上です。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

山本委員。

○山本欽久委員 私も経緯というか、その辺も知りたいところではありますので、リアルな町内会の声というのを聞いてみたいと思いますので、賛成ということでお願いします。

以上です。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

濱口正久委員。

○濱口正久委員 発言の許可をいただけたらと思います。

私も2期目なんですけれども、2期目、1期目の方はそもそもの経緯が分からない、詳しくは知らないということもあって、係争中とかでありましたので、しっかりとその辺を聞いた上で菅島町内会の参考人として来ていただいて聞いた上でこちら側の執行部側の話も聞いてしっかりとそこで判断をしていただきたいなというふうに思いますので、ぜひともそれは進めていただければと思います。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見。

瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 参考人として招致をしていただくのは私も賛成なんですけれども、裁判が行われるということは原告、被告に分かれなくてはいけない立場もあろうかと思うんですけれども、裁判との絡みで発言ができる、できやんとかというラインというのが出てくるのかなと思うんですけれども、その辺の調整というのは上手にできるものですか。

○坂倉広子委員長 総務課長。

○濱口総務課長 中身に触れる内容になってくるとちょっと支障があると思いますので、できたら経過だけ聞くというようにしていただけたらと思います。

○瀬崎伸一委員 分かりました。

○坂倉広子委員長 経過を聞いていただくということでのことでございますが。

よろしいですか。

それでは、ここでもう一度確認をさせていただきます。

行政常任委員会におきまして参考人として招致していただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 異議なしということで、ほかにはないようですので、お諮りいたします。

会議日程及び議案の取扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 起立全員であります。

よって、議案等の取扱いについてはそのように決定いたします。

ご協議いただくことは以上です。

これをもちまして議会運営委員会を散会いたします。ありがとうございました。

(午後 1時41分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和5年8月4日

議会運営委員長 坂 倉 広 子